

## パブリック・コメント手続（意見募集）

（仮称）中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の実施について

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 意見募集期間  | 令和2年（2020年）<br>11月10日（火）～12月1日（火） |
| お問い合わせ先 | こども育成部保育課<br>電話046-822-9002（直通）   |

令和2年（2020年）11月

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

公立保育園再編実施計画に基づき、市立上町保育園と市立鶴が丘保育園を統合し、令和4年4月1日に（仮称）中央こども園の設置及びこれに併設する子育て支援事業の実施を予定しています。

中央こども園の設置は、子どもに対する教育と保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られる環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的としています。

これを受け中央こども園の設置に必要な事項を条例等で定める必要があるため、広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報を聴取するためパブリック・コメント手続を実施します。

また、子育て支援施策の推進及び連携強化を図る目的から、併設する子育て支援事業の実施についても、市民等からの意見及び情報を聴取するためパブリック・コメント手続を実施します。

### 【目次】

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ◆ 中央こども園設置に係る（仮称）こども園条例の制定について | 3頁  |
| ◆ 中央こども園に併設される子育て支援事業について      |     |
| (1) 子育て支援センター（愛らんど）について        | 9頁  |
| (2) 一時預かりについて                  | 11頁 |
| (3) ファミリー・サポート・センターについて        | 12頁 |
| (4) 病児・病後児保育について               | 14頁 |
| ◆ 意見の提出方法                      | 15頁 |

◆ 中央こども園設置に係る（仮称）こども園条例の制定について

1 制定する条例等

（仮称）こども園条例

（仮称）こども園条例施行規則

2 概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づく幼保連携型認定こども園（以下、「こども園」という。）を横須賀市に設置します。

概要は以下のとおりです。

（1）名称及び位置

設置しようとするこども園の名称及び位置は、次の掲げるとおりとします。

名称：横須賀市立中央こども園

位置：横須賀市小川町20番地

【説明】

設置しようとするこども園の名称及び位置について定めるものです。  
横須賀市職員厚生会館をリノベーションして設置することとします。

（2）定員

中央こども園の定員は、次に掲げるとおりとします。

定員：150人

【説明】

設置しようとする中央こども園の定員を定めるものです。  
中央こども園に統合され、廃園となる市立上町保育園の定員100人と市立鶴が丘保育園の定員50人と同数の定員とします。

（3）入園資格

こども園に入園することができる者は、次に掲げるとおりとします。  
子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により法第19条第1項第1号から第3号に規定する区分の認定を受けた支給認定子ども。

【説明】

入園することができる児童の要件について定めるものです。

- ① 法第19条第1項第1号支給認定子どもとは、満3歳以上の小学校就学前の子どもを指します。（以下、「1号認定子ども」という。）
- ② 法第19条第1項第2号支給認定子どもとは、満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもを指します。（以下、「2号認定子ども」という。）
- ③ 法19条第1項第3号支給認定子どもとは、満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもを指します。（以下、「3号認定子ども」という。）

#### (4) 休園日

こども園の休園日は、次に掲げるとおりとします。  
ただし、特に必要があると認めるときは、休園日を臨時に変更し、又は設けることができるものとします。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### 【説明】

こども園の休園日について定めるものです。  
市立保育園の休園日を踏まえ、記載のとおりとします。

#### (5) 開園時間

こども園の開園時間は、次に掲げるとおりとします。

- ① 月曜日から金曜日まで 7時から19時まで
- ② 土曜日 7時30分から16時まで

#### 【説明】

こども園の開園時間について定めるものです。  
市立保育園の開園時間を踏まえ、記載のとおりとします。

(6) 教育・保育時間

こども園の教育・保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げるとおりとします。

- ① 1号認定子ども⇒月曜日から金曜日までの9時30分から15時30分まで
- ② 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育の必要量が1月あたり平均275時間までに区分された者⇒月曜日から金曜日までの7時から18時まで、土曜日は7時30分から16時まで
- ③ 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育の必要量が1月あたり平均200時間までに区分された者⇒月曜日から土曜日までの8時から16時まで

【説明】

こども園で子どもを日常的にお預かりする時間について定めるものです。

1号認定子どもについては、こども園と一緒に教育・保育を受ける2号認定子どもの教育・保育時間を踏まえ、記載のとおりとします。

2号認定子ども及び3号認定子どもについては、市立保育園の教育・保育時間を踏まえ、記載のとおりとします。

(7) 学期

学期は、次に掲げるとおりとします。

- ① 第1学期⇒4月1日から5月31日
- ② 第2学期⇒6月1日から8月31日
- ③ 第3学期⇒9月1日から12月31日
- ④ 第4学期⇒翌年の1月1日から3月31日

【説明】

こども園の学期について定めるものです。

市立保育園の状況を踏まえ、記載のとおりとします。

(8) 1号認定子どもの休業日

1号認定子どもの休業日は、次に掲げるとおりとします。

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- ③ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ④ 学年始休業日 4月1日から4月2日
- ⑤ 夏季休業日 8月11日から8月16日
- ⑥ 冬季休業日 12月28日から翌年1月4日
- ⑦ 学年末休業日 3月26日から3月31日

【説明】

1号認定子どもの休業日について定めるものです。

こども園と一緒に教育・保育を受ける2号認定子どもの休業日の状況を踏まえ、記載のとおりとします。

(9) 2号認定こども及び3号認定子どもの休業日

2号認定子ども及び3号認定子どもの休業日は、次に掲げるとおりとします。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

【説明】

2号認定子ども及び3号認定子どもの休業日について定めるものです。

市立保育園の休業日の状況を踏まえ、記載のとおりとします。

(10) 保育料の額

こども園に入園した園児が負担する保育料は、次に掲げるとおりとします。

- ① 1号認定子ども⇒月額0円
- ② 2号認定子ども⇒月額0円
- ③ 3号認定子ども⇒横須賀市教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則別表第1の階層区分の区分に応じ、月額0円から61,500円。

【説明】

1号認定子ども及び2号認定子ども並びに3号認定子どもの保育料の額については、横須賀市教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則に記載する額とします。

(11) 延長保育に係る保育料の額

延長保育にかかる保育料の額は、次に掲げるとおりとします。  
30分ごとに200円

【説明】

延長保育は、2号認定子ども及び3号認定子どもに対し、決められた教育・保育時間を超えて保育を提供するものです。

市立保育園で実施する延長保育に係る保育料の額と同様とします。

(12) 預かり保育に係る保育料の額

預かり保育に係る保育料の額は、次に掲げるとおりとします。  
30分ごとに200円。

【説明】

預かり保育は、1号認定子どもに対し、決められた教育・保育時間を超えて保育を提供するものです。

前述の延長保育に係る保育料の額と同様とします。

(13) 1号認定子ども2号認定子どもの昼食及び間食の額

1号認定子ども2号認定子どもの昼食及び間食の額は、次に掲げるとおりとします。  
月額1,500円、又は月額6,000円。

【説明】

こども園が1号認定子ども2号認定子どもから受領する1か月分の昼食及び間食の額を定めるものです。

1号認定こどもは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号のイ(1)及びロ(1)により、2号認定こどもは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号のイ(2)及びロ(2)により、昼食及び間食の額を決定することとします。

(14) 3号認定子どもの昼食及び間食の額

3号認定子どもの昼食及び間食の額は、次に掲げるとおりとします。  
月額0円。

**【説明】**

こども園が3号認定子どもから受領する1か月分の昼食及び間食の額を定めるものです。

3号認定こどもは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号のハにより、昼食及び間食の額を月額0円とすることとします。

3 施行日

令和3年4月1日（予定）

## ◆ 中央こども園に併設される子育て支援事業について

### ◇ 子育て支援センター（愛らんど）について

#### 1 概要

児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づき、くつろぎながら子育ての情報交換、子育てアドバイザーによる育児相談等ができる施設です。

愛らんどよこすか（横須賀市日の出町1-6フォレスよこすか）を移転し、中央こども園に併設することとします。

#### 2 開園日時

- (1) 月曜日から金曜日の9時から16時まで
- (2) 電話相談は9時から17時まで実施

#### 3 休園日

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### 4 対象者

未就園児及び保護者（一時的に子どもを預かっている保護者以外の者も利用可能とする）、妊産婦とその家族。

#### 5 提供するサービス

##### (1) 地域子育て支援拠点の運営

親子が気軽に、かつ自由に利用でき、交流を深めることができる場（フリースペースとする）を提供するとともに、来所した親子を見守り、交流が促進する関わりを行う。

##### (2) わいわい広場の実施

ア 愛らんどよこすかの利用が困難な地区の親子に対し、愛らんどよこすかの利用を補うため、各地区の公共施設に出張し、わいわいひろば（親子での遊びや交流の場）を開催する。

イ 居宅に引きこもりがちな親子の交流の場の提供を目的とし、身近な地域で開催する。

##### (3) 子育て等に関する相談・援助の実施

ア 子育てに不安や悩みを抱える市民への相談に応じ、必要な助言、情報提供、及び関係機関の紹介を行う。

イ 電話、FAX、メールによる相談。

##### (4) 地域の子育て関連情報の提供

地域の子育てや育児に関する最新情報を収集し、情報紙を作成し、交流スペースで配架する。

(5) 子育てに関する講座の実施

ア 子育てをするお父さんを対象に、子育てに関する講座を企画及び実施する。

イ 親支援プログラム（NPプログラム※）を開催する。

※NPプログラム

子育て中の親のための参加者中心型プログラム。互いの体験や不安を話しあうことによって、子育てのスキルを高めていくことを目的とする。ファシリテーターがプログラムを進行し、また、講座終了後も参加者同士が子育て仲間としてつながっていくよう支援する。

6 利用料金

利用料金は無料

◇ 一時預かりについて

1 概要

児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき、保護者の断続的、非定型就労や病気などの緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に一時的に児童を保育する事業です。

市立上町保育園（横須賀市佐野町1-20）が実施している一時預かりを移転し、中央こども園に併設することとします。

2 開園日時

(1) 月曜日から土曜日の8時30分から17時30分まで

(2) 日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日の8時30分から17時30分まで

3 休園日

12月29日から翌年の1月3日までの日

4 対象者

次のすべての要件を満たす者。

(1) 横須賀市内に在住、在勤又は在学している保護者が養育する児童。

(2) 疾病その他の事由により、家庭において一時的に保育ができない保護者が養育する生後3か月から就学前の児童。

5 定員

1日につき10人。

6 利用日数

一事由につき1か月以内に利用可能な日数は12日間。

7 昼食及び間食の提供

(1) 昼食をおおむね12時に提供する

(2) 間食をおおむね15時に提供する

8 利用料金

(1) 一時預かりの利用料

① 3歳未満 30分につき 250円

② 3歳以上 30分につき 175円

(2) 昼食

1回 220円

(3) 間食

1回 80円

## ◇ ファミリー・サポート・センターについて

### 1 概要

児童福祉法第6条の3第14項の規定に基づき、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う施設です。

現在設置されている場所（横須賀市日の出町1-6フォレスよこすか）から移転し、中央こども園に併設することとします。

- (1) 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと。
- (2) 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

### 2 開園日時

月曜日から金曜日の9時から17時まで

### 3 休園日

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### 4 対象者

- (1) 援助を提供する者  
次のすべての要件を満たす者。
  - ① 横須賀市内に在住している者。
  - ② 子育て支援に熱意と理解があり、安全に児童を預かることができる者。
  - ③ 横須賀市が実施する、おまかせ会員養成研修を修了した者。
- (2) 援助を受けられる者  
次のすべての要件を満たす者。
  - ① 横須賀市内に在住、在勤又は在学している者。
  - ② 生後3か月から小学校6年生までの児童を養育する者。

### 5 提供するサービス

- (1) 会員の募集、受付、登録。
- (2) 会員の相互援助活動の受付及び調整。
- (3) 会員への指導及び会員間交流。

### 6 利用料金

- (1) 会員の募集、受付、登録 ⇒ 0円
- (2) 会員の相互援助活動の受付及び調整 ⇒ 0円
- (3) 会員への指導及び会員間交流 ⇒ 0円

(4) 児童の一時的預かり及び移動支援

- ・月曜日から金曜の7時から19時まで⇒ 1時間につき700円
- ・土曜日、日曜日、祝日、上記時間帯以外の時間⇒ 1時間につき900円

## ◇病児・病後児保育について

### 1 概要

児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づき、保護者の事情で病気・病気回復期の児童を保育することができない時に、一時的に児童を保育する施設です。

現在、市立うわまち病院敷地内に「病児・病後児保育センター」を設置しており、中央こども園設置にあたり、病児・病後児保育施設を併設することとします。

### 2 開館日時

- (1) 月曜日から金曜日の7時30分から18時30分まで
- (2) 土曜日の7時30分から14時30分まで

### 3 休館日

日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日・12月29日から翌年の1月3日までの日

### 4 対象者

生後3か月から小学校6年生までの児童で、次のすべての要件を満たす者

- (1) 病児（当面症状の急変は見られないが、病気回復期に至っていないため通園・通学が困難な児童）または病後児（病気回復期にあるため医療機関による治療の必要はないが通園・通学が困難な児童）
- (2) 保護者の都合により、家庭において一時的に保育ができない児童
- (3) 医師が診察を行い、病児・病後児保育施設の利用を認めている児童

### 5 定員

児童の体調に応じて、最大5人まで

### 6 利用日数

同一の利用者による1回の予約は連続4日（休館日を含む）まで  
感染症等特別な事情があると認めるときは連続7日（休館日を含む）まで

### 7 利用料金

1日2,000円（市外在住者は1日5,000円）

## ◆ 意見の提出方法

1 提出期間 令和2年11月10日（火）から令和2年12月1日（火）まで

2 あて先 こども育成部保育課

3 提出方法

○書式は特に定めていませんが、日本語で記述してください。

○住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

・こども育成部保育課（横須賀市役所はぐくみかん5階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）

・各行政センター

(2) 郵 送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所こども育成部保育課

(3) ファクシミリ

FAX番号 046-825-9123

(4) 電子メール

E-mail ncm-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。